



教育大綱

～ 果実とやすらぎの里で学び 育む 人づくり ～
すべては未来の子どもたちのために

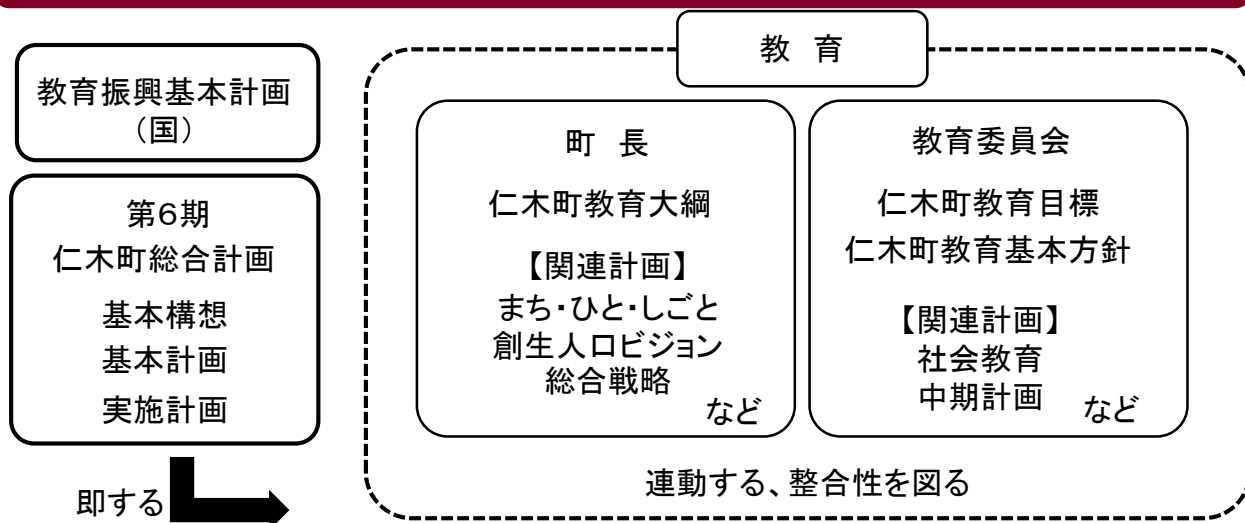


北海道仁木町

大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、地域の実情に応じ、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めるものです。

大綱の位置付け



基本理念・基本目標

【基本理念】 町民に質の高い教育を

〈目標①〉

未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造

〈目標②〉

うるおいとやすらぎを生む心の豊かさ
と文化の創造

創意と活力に
満ちた豊かな心

柔軟な発想

確かな技術

生きる力

地域の教育力で育む
家庭・学校・地域・行政・企業・各種団体等

総合計画・教育目標・教育基本方針との連動

本町総合計画(R3～R12)と連動し、SDGsの理念に沿った大綱とします。



大綱の体系

1

学校教育の推進



①教育内容の充実

- ・ 知徳体の調和のとれた教育
- ・ 生きる力を育む確かな学力の向上
- ・ 個性が活かせる主体的で創造的な教育
- ・ 他者を思いやれる心の醸成
- ・ いじめ防止等対策の充実
- ・ ICT教育、外国語教育の充実

②教育環境の充実

- ・ 小中一貫教育の推進
- ・ 校舎等の計画的な整備、改修
- ・ 教材備品、機器、設備の更新、充実
- ・ ICT教育に向けた機器の整備・充実

③学校給食の充実

- ・ 衛生管理の徹底
- ・ 調理用設備等の更新
- ・ 地場産品の活用など食育の充実
- ・ 安定した給食提供体制の構築

2

家庭・地域での教育の推進



①子育てと家庭教育の充実

- ・ 子育てに関する相談支援体制の充実
- ・ 子育て支援施設の整備、維持管理
- ・ 家庭教育に対する意識の高揚
- ・ 家庭の経済状況や地理的条件への対応

②地域で支える子どもの学び

- ・ 地域教育力の向上
- ・ あいさつの励行
- ・ 家庭、学校、地域、民間団体等の連携
- ・ 児童、生徒等の安全確保

3

生涯学習の充実



①「いつでも学習」の推進

- ・ いつでも、いつまでも学べる町の実現
- ・ 子どもから高齢者まで学べる環境づくり
- ・ 学習機会の創出

②スポーツ活動の振興

- ・ 気軽に参加、身近に楽しむ活動の推進
- ・ 指導者の確保と後継者の育成
- ・ ライフステージに応じた活動の充実
- ・ スポーツ施設の整備、維持管理

③文化芸術の創出

- ・ 仁木町らしい文化芸術の創造
- ・ 指定文化財の保護
- ・ 郷土芸能の保存、継承
- ・ 歴史、風土に親しむ場の創出

大綱の期間

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
総合 計画										
教育 大綱										

大綱の策定にあたって

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化の進展、価値観・ライフサイクルの多様化、経済情勢の変化など大きく変化しています。

このような時代の潮流にあって、私たち仁木町は“まち”が持つ気候風土、歴史に根ざした特性を磨き、個性として確立するまちづくりに取り組んでいます。

このたび本町では、現行の「仁木町教育大綱」の計画期間が令和7年度までとなっていることから、基本理念・基本目標は踏襲しつつも、現行と同様に「第6期仁木町総合計画」に即した形で、「仁木町教育目標」との整合性を図り、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間として策定するものです。

私たちは、『果実とやすらぎの里』を永遠のテーマとして、魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまちを目指しています。

すべては未来の子どもたちのために。

令和8年2月

仁木町長 佐藤 聖一郎

仁木町教育大綱

令和8年2月策定(令和8年4月施行)

発 行 仁木町

編 集 仁木町総務課

仁木町教育委員会